

シンガポールにおけるモデル契約書 (秘密保持契約書(新素材編))を 活用するに際しての留意点



Drew & Napier LLC

LIM Siau Wen
Director, Intellectual Property

LIM Siau Wen は知的財産のスペシャリストであり、係争中および非係争中の知的財産問題に関して 20 年以上の経験がある。彼女は、これまでグローバルな商標、意匠、および特許ポートフォリオ管理について経験している。デューデリジェンス、交渉、ライセンスの草案作成とレビュー、フランチャイズ、販売と譲渡、守秘義務、販売代理店、信用枠、知的財産権に関連するコンサルタント契約など、知的財産商取引のさまざまな側面についてのアドバイスも提供している。また、彼女は、製品広告、ラベリング、およびブランディング戦略の問題にも精通している。

【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイト (<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>) において、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

本稿の目的は、参考記事の英訳を参照した上で、シンガポールの法律の観点から、シンガポール企業と日本企業とのモデル契約書「秘密保持契約書(新素材編)」をレビューすることである。

【詳細】

1. コメントの前提

本稿の目的は、X社(「当事者A」)とY社(「当事者B」)間のモデル秘密保持契約書(新素材編)をシンガポール法の観点から検討することである。なお、一方の会社がシンガポール法人、他方の会社が日本法人であることを想定している。

ここに記載したコメントは、シンガポールの法律に基づく高レベルの基準に基づいて提供されている。モデル秘密保持契約書は、秘密情報の相互交換を意図しているように読める(つまり、開示は一方通行ではない)。ただし、前提に関する記載

に基づくと、データの提供は当事者 B から当事者 A への一方向となっている。記載したコメントは中立であり、契約のいずれの当事者にも与するものではない。

2. 秘密情報の定義

秘密保持契約書の第 1 条は、「秘密情報の定義」に関するものとなっており、3 つのオプションが提供されている。

情報が秘密情報として保護されるためには、「必要な秘密の質」を有していなければならない (I-Admin (Singapore) Pte Ltd v Hong Ying Ting and others [2020] SGCA 32 at [61], https://www.elitigation.sg/gd/s/2020_SGCA_32) 。

3 つのオプションはすべて、「秘密情報」を定義して、「目的を促進するために、一方の当事者から他方の当事者に開示された情報」を指している。当事者は、この定義が「必要な秘密の質」を持たない情報をカバーする可能性があるため、広すぎると感じるかもしれない。

オプション 2 および 3 は、さらに、そのような情報が口頭で、またはオプション 3 の場合には何らかの無形の方法で開示される場合であっても、「秘密であることを...明確に示す文言」を含むことを要求している。このアプローチでは、当事者は、適切な文書に「秘密」であることを表示し、口頭またはその他の無形の方法による開示の記録を保持するよう、誠実に努力する必要がある。

オプション 3 では、口頭または無形の方法で開示された秘密情報に関して、開示当事者は、開示後 14 日以内に受領当事者に当該情報が秘密であることを通知することができる。しかし、開示当事者が開示後に受領当事者にその秘密性を通知するだけでは、受領当事者がその間に不注意でその情報を開示または使用したり、その情報が信頼義務を伴う状況で付与されたものではないと主張するおそれがある。したがって、開示当事者は、(開示後 14 日以内ではなく) 口頭または無形の方法による開示の前または最中に、受領当事者に付与される情報が秘密であることを通知し、秘密保持契約書にこれを規定することが賢明であると思われる。

さらに、「秘密」表示を要求する代わりに、「秘密情報」の定義には、当事者が互いに開示される可能性があると予想する秘密情報のカテゴリー、例えば、業務、価格、顧客、サプライヤー、ノウハウ、製品情報、企業秘密等に関する情報を明記

することが望ましい。また、秘密保持契約書の存在の事実およびその条件も含むことが望ましい。

秘密保持契約書第2条では、「当事者AとBが、当事者Aが開発した新しい放熱材料aを用いて共同研究開発プログラムに入るかどうかを議論している事実」を開示することができるかとされている。議論の内容自体については、契約当事者は協議の事実を秘密にすることを選択することもある。

第1条第1項の代替案として、以下のような記載が望ましい。

記載例：

The term “Confidential Information” refers to all confidential information directly or indirectly disclosed or made available by one party (hereinafter the “Disclosing Party”) to the other party (hereinafter the “Receiving Party”) in furtherance of the Purpose whether disclosed or made available before, on, or after the date of this Agreement. Confidential Information shall include:

- (a) the fact that parties are discussing whether to enter into a joint research and development program using the new heat-dissipating material a developed by Party A, and the status of those discussions;
- (b) the existence of this Agreement;
- (c) the terms of this Agreement;
- (d) any information relating to the Disclosing Party’s business affairs, operations, pricing, customers, suppliers, know-how, product information, data, or trade secrets;
- (e) any information, findings or analysis derived from Confidential Information;
- (f) any information that is clearly marked or identified as confidential; and
- (g) any information that is specified in Exhibit **.

[note: readers should be informed that if the paragraph (a) is included, paragraph (6) of Article 2 (which allows parties to disclose the fact that they are discussing) must be deleted]

(参考訳)

「秘密情報」とは、本契約の日付の前後を問わず、目的のために一方の当事者（以下「開示当事者」）が他方の当事者（以下「受領当事者」）に直接または間接に開示または利用可能にしたすべての秘密情報のことをいう。秘密情報には、以下が含まれるものとする。

(a) 当事者 A が開発した新規放熱材料αを用いた共同研究開発プログラムを締結するか否かを協議している事実及びその協議状況

(b) 本契約の存在

(c) 本契約の条件

(d) 開示当事者の業務、運営、価格、顧客、供給者、ノウハウ、製品情報、データ又は企業秘密に関連するあらゆる情報

(e) 秘密情報に由来するあらゆる情報、知見または分析

(f) 秘密情報として明確に表示または特定されている情報

(g) 別紙**に明記されているあらゆる情報

注) (a)を含む場合、第2条第6項（協議している事実の開示を認める）は削除しなければならない。

3. 守秘義務

秘密保持契約書第2条の段落(2)に関連して、当事者は、本目的を促進するために秘密情報を開示する可能性のある人物が他にいるかどうかを検討することが望ましい。たとえば、専門的または法律的なコンサルタントおよびアドバイザー、親会社、および子会社が含まれる。

前記 2.秘密情報の定義で述べたように、代替案を採用する場合、秘密保持契約書第2条第6項は削除する必要がある。

4. 秘密情報の破棄または返還

当事者は、秘密保持契約書第 6 条に基づく秘密情報の破棄または返還の義務に関連して、除外が必要であるかどうかを検討することが望ましい。これには、受領当事者が法律、当局、またはコンプライアンス、もしくは監査の目的のために秘密情報を保持することを要求される場合が含まれ得る。

5. 技術検証 (PoC) または共同研究開発の実施

秘密保持契約書第 7 条では、当事者 B が「本契約締結後 2 か月以内に PoC または共同研究開発契約の締結を希望するか否かを当事者 A に通知する」ことを求めている。両当事者は、この通知要件を相互に課すべきかどうかを検討することが望ましい。

6. 救済条項

秘密保持契約書第 8 条は、違反した場合、(合理的な弁護士費用を含む) 損害賠償責任、または代わりに 1000 万円 (および 1000 万円を超えるその他の損害賠償) の違約金を支払うことを規定し、秘密保持契約書第 9 条は差止に関するものとなっている。

契約違反があった場合、一般に損害賠償が請求される。しかし、多くの場合、当事者は、損害賠償が秘密保持契約違反に対しては救済策として不十分であると考えられる。

したがって、秘密保持契約書には、当事者 (または受領当事者) に、損害賠償だけでは契約違反に対する適切な救済策ではないこと、したがって当事者 (または開示当事者) が衡平法上の救済、差止命令や特定履行などを求める権利があることを認めることを求める条項が含まれることが多い。強制執行が行われた場合、そのような救済を認めるかどうかは、いかなる場合においても、裁判所の裁量に委ねられるものとなるだろう。

当事者は、違反に対する補償条項がこの特定の秘密保持契約書に適しているかどうかを検討することが望ましい。損害賠償請求とは異なり、秘密情報の漏洩など、契約上定められた事由が発生した時点で、補償が発動される場合がある。この場合、被補償者は、損失の証明は不要である。

7. 準拠法および管轄裁判所

本秘密保持契約書のレビューは、シンガポール法の観点から実施した。このことから、秘密保持契約書はシンガポール法に準拠することが望ましく、（訴訟を紛争解決の好ましい手段とする場合）当事者はシンガポール裁判所の専属管轄権に服することに同意することが望ましいとした。

両当事者が日本法および日本の裁判所を準拠法および管轄裁判所とすることに合意した場合、シンガポール企業は、本秘密保持契約書および日本の適用法に基づく権利および義務について日本の弁護士に法的助言を求めることが重要である。同様に、本秘密保持契約書が、シンガポールの法律およびシンガポールの裁判所を準拠法および裁判管轄とするよう修正された場合、日本企業は、シンガポールの弁護士に法的助言を求める必要がある。

両当事者は、紛争解決の代替手段として、調停または仲裁を検討することができる。これらの代替紛争解決メカニズムの利点の1つは、調停または仲裁手続の秘密性である（両当事者が秘密保持に同意することを前提としている）。

当事者はそれぞれシンガポールと日本の出身であるため、仲裁は、両国の異なる法的伝統（シンガポールはコモンロー、日本はシビルロー）を考慮し、仲裁地、手続、法廷の構成などの側面について当事者が自治権を行使することも可能である。

本秘密保持契約書は、さらなる共同研究開発契約の可能性を想定しているため、当事者は、さらなる共同研究開発契約の可能性にも適用されることを望む準拠法および管轄権を選択することが賢明である。

8. 協議による解決

秘密保持契約書第13条がシンガポールで強制力を持つかどうか、あるいは確実性を欠くため強制力を持たない「同意するための合意」とであると判断されるかどうかは微妙である。秘密保持契約書の履行に関連して起こりうる問題を予期している場合、当事者はすべての関連条項を秘密保持契約書内に盛り込む措置を取るべきである。

また、当事者は、変動、完全合意、譲渡（つまり、秘密保持契約書に基づく権利と義務の譲渡禁止）、および「本契約書に規定されていない事項または本契約書に起因または関連する問題」がある場合に使用する可能性があるその他の定型文に関する条項を秘密保持契約書内に導入することが賢明であろう。

さらに、本条項に実効性を持たせるためには、協議・交渉の期間を明記し、期間が過ぎた場合の対応を明記することが考えられる。

記載例：

The Parties hereto shall first attempt to resolve any dispute arising out of the interpretation or performance of this Agreement by conducting good faith negotiations amongst themselves. If the Parties fail to resolve such dispute within thirty (30) days from the date of the request of one Party to the other Party for resolution through negotiations, the Parties shall refer the dispute to court proceedings.

(参考訳)

本契約の解釈または履行に起因する紛争は、両当事者間で誠実に交渉することにより、解決を試みるものとする。一方の当事者が他方の当事者に対して交渉による解決を求めた日から 30 日以内に当該紛争を解決できない場合、両当事者は当該紛争を裁判手続に委ねるものとする。

9. 知的財産権の所有権に関する選択規定

現在のモデル案では、知的財産権の所有権に関する任意規定は、「秘密情報に関連して発生する」あらゆる「知的財産権」（秘密保持契約書に定義されている）が「当事者 A に帰属する」と規定している。しかしながら、秘密保持契約書に基づく秘密情報の開示が相互に行われる可能性がある場合（すなわち、当事者 A から当事者 B のみへの一方通行ではない場合）、当事者はこの規定を相互に適用することを検討すべきである。

【参考記事】

・秘密保持契約書（素材編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/01c16b33328fab2fd639009ec697cace.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/6af04cb756a0ab036702e05881755c18.pdf>

【ソース】

・I-Admin (Singapore) Pte Ltd v Hong Ying Ting and others [2020] SGCA

32

https://www.elitigation.sg/gd/s/2020_SGCA_32

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)